

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

なお、この公告は入札説明書を兼ねます。

本件調達に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ入札に参加してください。

令和8年3月3日

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 案件名称

奈良県広域水道企業団 公用車燃料の調達

2 入札物件の数量及び特質、その他詳細

仕様書のとおり

第2 入札方法

1 入札は郵便により行います。入札書の提出は書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「令和8年3月27日開札『奈良県広域水道企業団 公用車燃料の調達』に係る入札書在中」と朱書きし、入札書を入れた中封筒（直接投函する場合と同様に封印等の処理をしたもの）を入れ、奈良県広域水道企業団総務部契約財産課長あての親展とし、期限までに到着するように発送してください。

2 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載してください。

入札書に記載の金額については、各燃料種別単価（小数点以下は第2位までとします。）を入札書の内訳に記載の上、各予定数量を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の合計金額を記載してください。

なお、内訳に記載の各燃料種別単価に各予定数量を乗じた金額と入札書に記載の金額が不整合である場合、その入札は無効となります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から4までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「J1石油製品」小分類「①ガソリン」に登録をしている者であること。
- 3 奈良県広域水道企業団物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。

- 4 令和5年4月1日から公告日までの間に、国又は地方公共団体とこの公告で示す調達物品と同種同等と認める契約を複数回締結し、これらを誠実に履行した者であること。

第4 入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。第5の1の(5)に示す期日までに、奈良県広域水道企業団総務部契約財産課（第6で示す場所）に1に掲げる資料を1部提出し、競争入札参加資格確認申請を行ってください。提出方法は書留郵便に限ります。表封筒に「奈良県広域水道企業団 公用車燃料の調達」と朱書きしてください。

なお、入札参加者は、開札日の前日までの間において奈良県広域水道企業団から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

1 提出書類

① 競争入札参加資格確認申請書（様式1）

② 契約履行実績証明書（様式2）

令和5年4月1日以降国又は地方公共団体と締結した契約で、この公告で示す調達物品と同種の物品を納入した契約概要について2件以上記載し、契約書の写しを添付してください。

③ 入札保証金免除申請書（様式3）

入札保証金の免除を希望する場合のみ提出してください。入札保証金についての詳細は第7の1のとおりです。

2 審査結果の通知

1の提出書類等に基づき第3の規定に該当するかの適否の判断を行い、審査結果を通知します。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに審査の結果要件を満たしていないと認められた者は、この入札に参加することができません。

第5 入札日程等

1 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(1) 仕様書等の交付	公告の日から	奈良県広域水道企業団ホームページでの公開 https://www.union.nara-water.lg.jp/
(2) 入札説明会・現場説明会	実施しません	
(3) 仕様書等に関する質問（第3の資格を満たす者に限る）	令和8年3月6日（金） 13時締切	メールでの提出 提出先 keiyakuzaisan-agrt@union.nara-water.lg.jp
(4) 質問に関する回答	令和8年3月9日（月） 13時以降	奈良県広域水道企業団ホームページへの掲載 ※質問がない場合は掲載しません。

(5) 競争入札参加資格確認申請・入札保証金免除申請	令和8年3月13日(金) (再提出は令和8年3月17日(火)まで) ※期限までに到着したのみ有効	郵送(書留郵便)により奈良県広域水道企業団総務部契約財産課(第6で示す場所)に提出
(6) 入札参加資格確認審査結果通知	令和8年3月19日(木) 10時以降	メールによる通知
(7) 入札書の提出	(6)の入札参加資格確認申請結果の通知を受けた日から 令和8年3月26日(木) ※期限までに到着したのみ有効	郵送(書留郵便)により奈良県広域水道企業団総務部契約財産課(第6で示す場所)に提出
(8) 開札	令和8年3月27日(金) 10時00分	奈良県磯城郡田原本町大字宮古404番地7 奈良県広域水道企業団本部 第1会議室
(9) 「くじ」を行う場合	令和8年3月27日(金) 10時30分	奈良県磯城郡田原本町大字宮古404番地7 奈良県広域水道企業団本部 第1会議室

2 入札回数及び再入札

入札回数は2回を限度とします。初度(1回目)入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再入札(2回目)を行う場合がありますので、入札書は、初度入札に係る入札書及び再入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。

初度入札に係る入札書と共に再入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書(又は再入札辞退を含む)を別々に封緘し、封書の書面に「令和8年3月27日開札『奈良県広域水道企業団 公用車燃料の調達』に係る入札書(初度入札)在中」又は「令和8年3月27日開札『奈良県広域水道企業団 公用車燃料の調達』に係る入札書(再入札)在中」(又は「再入札辞退」)と各々朱書きしてください。

再入札を行うこととなった際に初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとみなします。

封緘された入札書が初度入札又は再入札の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の取り扱いとなります。

第6 問い合わせ先

契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町大字宮古404番地7

奈良県広域水道企業団総務部契約財産課契約管財係

電話番号(直通): 0744-32-1264

第7 その他

1 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額（再入札の場合においては、最初の入札の入札金額）に予定数量を乗じた額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県広域水道企業団契約規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第36号）第4条第1項ただし書の各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

入札保証金の免除を希望する場合は、競争入札参加資格確認申請とあわせて提出してください。

2 入札書の取り消し等

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 奈良県広域水道企業団契約規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第36号）に該当する入札

(2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札。

(3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

(4) その他、入札に関する条件に違反した入札

4 入札の辞退

入札参加者は、開札日時までに、入札参加者が行った当該入札を辞退することができます。なお、この場合にはこの案件の入札には以後参加できません。

(1) 入札執行者に対し当該入札を辞退することについて、入札辞退届を提出してください。

(2) 本県は、(1)による入札辞退届の提出を受けたときは、当該入札参加者が行った入札を無効とすることができます。

5 落札者の決定方法

(1) 開札には、入札に参加する者又はその代理人が出席することができます。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行います。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、上記第5の2のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再入札を行う場合があります。

(3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。「くじ」は入札執行者とは別の職員により行います。

(4) 再入札の開札で落札者がいない時は、再入札で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

6 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県広域水道企業団契約規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第36号）第19条第1項ただし書の各号に該当する者であるときは、免除します。

7 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、奈良県広域水道企業団契約規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第36号）第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、6で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等（落札者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、落札者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 落札者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、本企业団が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本企业団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければな

りません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 契約の解除

(1) この契約は、奈良県広域水道企業団の令和8年度予算が成立することを条件とします。

(2) (1)によりこの契約を変更し、又は解除したことにより、契約者に損害を与えたときは、契約者は当該損害の賠償を請求することが出来ます。

11 その他

(1) 契約締結後、この調達に係る予算が減額され、又は削除された場合は、契約を変更し、又は解除することがあります。

(2) (1)によりこの契約を変更し、又は解除したことにより、契約者に損害を与えたときは、契約者は当該損害の賠償を請求することが出来ます。

12 その他

(1) この入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とします。

(2) その他詳細については、仕様書によります。

(3) この入札を取りやめる必要があると認められる場合は、停止又は延期等の措置を行うことがあります。